

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

(1) 地域の災害等リスク

当地域は、さくら市のうち2005年（平成17年）3月28日の合併前の旧氏家町域であり、氏家商工会の管轄地域である。なお、旧喜連川町域は喜連川商工会の管轄となっている。さくら市の総面積は125.63km²であり、そのうち当地域は49.99km²を占める。地勢は、一級河川の鬼怒川および荒川に起因する河岸段丘が発達した台地状の地形であり、概ね北西部から南東方向に向けて緩やかに傾斜しているのが特徴である。地域内は、その地形的・社会的特性から以下の5地区に大別される。

1. 中央地区：市役所本庁舎および当商工会が所在する中心市街地であり、五行川が流下している。
2. 北部地区：荒川が流れ、丘陵地形を有している。
3. 東部地区：喜連川地域（旧喜連川町）に隣接する。
4. 西部地区：鬼怒川東岸に位置する。
5. 南部地区：鬼怒川の流路に沿って段丘崖（だんきゅうがい）および段丘面が広がる。



当地域において自然災害が発生した場合に想定される被害及び商工業者への影響は、次のとおりである。

(洪水：ハザードマップ)

さくら市のハザードマップ(令和5年2月)によると、当商工会が立地する旧氏家町域市街地地域(中央地区)において、五行川の氾濫で最大3.0m未満の浸水が予測されているほか、西部地区の鬼怒川沿いも河岸浸食及び氾濫流による家屋倒壊のおそれのある地域がある。商工業者へのリスクとしては、主要河川の氾濫による交通網および物流の遮断に加え、事業所における施設・設備の浸水に伴う機械・精密機器の故障や在庫品の損失が想定される。特に、浸水被害からの復旧には多大な時間とコストを要することから、廃業リスクの増大や、地域のサプライチェーンに対する甚大な二次的影響を及ぼす恐れがある。

(土砂災害：ハザードマップ)

さくら市のハザードマップ(令和5年2月)によると、当地域南部地区の段丘境界部および北部地区の荒川沿いの一部には土砂災害警戒区域が存在している。大雨時には崖崩れの発生による主要幹線道路の通行障害が懸念されており、商工業者へのリスクとしては、旧喜連川町域を含む広域的な交通網の寸断や通行止めによる物流の停滞、さらには復旧作業の長期化などが挙げられる。特に物流インフラの遮断は、原材料の調達や製品の輸送に直接的な悪影響を及ぼし、地域サプライチェーンの分断を招くなど、事業活動全般に甚大な支障をもたらす可能性がある。

(地震：J-SHIS)

国立研究開発法人防災科学技術研究所の「地震ハザードステーション (J-SHIS)」によれば、今後30年以内に震度6弱以上の地震が発生する確率は、さくら市役所付近において

11.4%（2024年版）と算出されている。特に当地域の鬼怒川に近い西部から氏家駅周辺にかけては、地形分類上の「氾濫平野」や「谷底平野」に該当し、地盤増幅率（工学的基盤から地表までの揺れの増幅倍率）は1.6～2.0倍程度に達する。これは周辺の台地部（約1.4倍）と比較して高く、揺れが増幅しやすい特性を有している。また、さくら市の周辺地域には那須塩原市から矢板市にかけて「関谷断層」が位置しており、同断層を震源とする地震が発生した際には、当地域を含む市内全域で甚大な被害が予想される。こうした地理的背景から、地元の商工業者が受けるリスクは多岐にわたる。店舗・工場の倒壊や工作機械の破損、棚卸資産の毀損といった直接的被害に加え、電力・通信・交通インフラの途絶による事業中断のリスクが極めて高い。特に、北部地区の「蒲須坂工業団地」や南部地区の「上阿久津・きぬの里地区」には、食品、輸送用機器、精密機械、金属加工等の製造業が集積している。これらの工場機能が停止した場合、地域経済のみならず広域的なサプライチェーンに深刻な停滞を招く恐れがある。

一方、当地域中心市街地である JR 氏家駅周辺の商店街においては、建物の倒壊や火災被害に加え、集客力の低下に伴う商圈の喪失が懸念される。早期復旧が叶わない場合、経済的損失の拡大や取引先からの信頼低下に直結するため、事前の備えとして「事業継続力強化計画」の策定は喫緊の課題である。なお、「さくら市地域防災計画」（令和7年3月）の被害想定（市直下を震源とする M6.9、冬・深夜、風速 10m/s と仮定）によれば、建物および人的被害とともに、経済被害額は約 1 兆 2,641 億円にのぼると試算されており、防災・減災対策の強化が不可欠となっている。

●建物被害

（単位：棟）

区分	液状化	地震動	土砂災害	火災	合計
全壊棟数	453	2,315	20	153	2,941
半壊棟数	979	18,142	48	0	19,169

●人的被害

（単位：人）

区分	建物倒壊等	土砂災害	火災	ブロック塀等の転倒	合計
死者数	139	2	0	0	141
負傷者数	3,001	2	6	29	3,038
うち重症者数	196	1	2	11	210

（その他：季候変動に伴う災害リスク）

さくら市の「気候変動対策推進計画書（令和6年3月）」によると、市内の年間平均降水量は997.2mmであり、特に7月から9月に降水が集中する傾向にある。近年の気象事象をみると、集中豪雨等の大雨災害リスクが顕著に高まっており、栃木県内における1時間降水量50mm以上の短時間強雨の発生頻度は、最近10年間（2011～2020年）で統計初期の約1.3倍に増加するなど、降雨の激甚化・頻発化が進行している。

こうした気候変動の影響は、当地域の事業活動に重大な脅威を与えている。令和元年の東日本台風（台風19号）発生時には、一級河川である鬼怒川のほか、当市内を流れる荒川、内川、江川の各

流域において避難勧告および避難指示が発令された。当地域はこれら河川の一部の合流点や低地に位置する箇所が多く、住家被害のみならず、農業被害や商工業への直接的な影響も確認されている。

特に当地域の主要な産業基盤である工業集積地や駅前商店街においては、河川氾濫による設備損壊や、排水能力を上回る降雨による内水氾濫のリスクが懸念される。ひとたび浸水被害が発生すれば、生産ラインの停止や棚卸資産の毀損、さらには周辺道路の冠水による物流網の寸断など、事業継続に深刻な支障をきたす恐れがある。今後、気候変動に伴う異常気象の更なる増加が予測される中、地域の商工業者には、事業所や設備の浸水対策、止水壁の設置といった物理的対策に加え、災害発生時における迅速な復旧を可能とする事業継続体制（BCP）の構築が強く求められている。

（感染症のリスク）

2000年以降、重症急性呼吸器症候群（SARS）や中東呼吸器症候群（MERS）、そして新型コロナウイルス感染症（COVID-19）など、潜伏性・感染力の高いウイルスによる感染症が世界各地で発生し、社会・経済活動に深刻な影響を及ぼしてきた。特に COVID-19パンデミックでは、世界的な物流停滞、人材不足、需要構造の変化、風評被害など、事業活動への影響が顕在化した。新型インフルエンザ等は10年から40年の周期で出現し、国民の大部分が免疫を獲得していない感染症が発生した場合、さくら市の当地域においても市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある。

今後、当地域の商工業においては以下のような影響が想定される。

○製造現場における稼働停止リスク

当地域（蒲須坂工業団地や上阿久津周辺等）には、食品、輸送用機器、機械精密機器等の製造業が高度に集積している。これらの現場はリモートワークによる対応が困難であり、従業員やその家族の罹患による出勤停止が相次いだ場合、製造ラインの稼働停止に直結する。特に高度な技術を要する職種では代替要員の確保が難しく、事業継続に対する影響は極めて大きい。

○物流・調達の遅延とコスト増幅

国内外の物流網の混乱により、製造に必要な原材料や部品の調達が遅延する可能性がある。これに伴う仕入価格の高騰や納期の遅れは、受注型製造業が多い当地域の事業運営において、収益性の悪化や取引先からの信頼低下を招くリスクとなる。

○中心市街地における需要減退と非対面対応の課題

JR 氏家駅周辺を中心とする商店街や飲食業、対面型サービス業においては、外出自粛や消費マインドの低下による売上減少が想定される。また、当地域は宇都宮市等への通勤圏でもあり、人流の抑制は駅周辺の経済活動に多大な影響を及ぼす。こうした中、非対面での受発注や事前予約制の導入、オンラインツールの活用といった「新しい生活様式」への対応が求められるが、IT 環境の整備に不慣れな小規模事業者にとっては、導入コストや業務効率の低下が大きな課題となっている。

○風評被害と情報の混乱

感染症に関する誤情報や風評の拡大により、来店者数や取引先が減少するなど、直接的な感染被害を上回る間接的な経営ダメージが発生する可能性がある。

以上のように、感染症の発生はさくら市の当地域の商工業に多角的なリスクをもたらす。特に製造ラインや対面接客を主とする事業者においては、感染症の流行を想定した、現実的な代替策の備えが不可欠である。

（サイバー攻撃のリスク）

近年、機密情報の窃取や金銭の搾取、業務妨害を狙ったサイバー攻撃が国内外で常態化し、その手口は極めて巧妙化している。当地域の商工業においても、デジタル化の進展に伴い、会計・受発注・顧客管理、キャッシュレス決済、さらには CAD/CAM データ管理や生産管理システムに至るまで、IT 機器やクラウドサービスの利用が不可欠となっている。しかし、ウイルス感染やランサムウェア、不正アクセス等の脅威に対する認識や対策は、依然として十分とは言えない。

今後、当地域の事業者において以下のような影響が想定される。

○サプライチェーン攻撃による取引停止リスク

蒲須坂工業団地や上阿久津周辺に集積する精密機器、金属加工、輸送用機器関連の製造業は、大

手メーカーのサプライチェーンに深く組み込まれている。自社のセキュリティ対策の脆弱性を突かれ、取引先への攻撃の「踏み台」とされた場合、損害賠償責任の発生や取引停止に追い込まれるなど、経営基盤を揺るがす甚大なリスクとなる。

○生産ラインおよび基幹システムの停止

ランサムウェア攻撃等により、発注管理システムや生産制御システムが暗号化・ロックされた場合、工場全体の稼働が完全に停止する。復旧までの長期化は、納期遅延を引き起こし、製造業としての信頼を著しく失墜させるだけでなく、莫大な復旧費用の発生が事業継続を危うくする。

○顧客・個人情報の漏洩と社会的信用の失墜

JR 氏家駅周辺の商店街や飲食店、サービス業において、顧客情報やクレジットカード情報等の流出が発生した場合、損害賠償のみならず、地域社会における信用の喪失や客離れといった深刻な間接被害を招く。

○小規模事業者における初動対応の遅延

当地域の多くの事業者は、専任の IT 担当者の配置が困難であり、被害発生時の初動対応や原因究明、復旧が遅れやすい。デジタル化による恩恵を享受する一方で、IT 環境の不全が即座に事業停止に直結する脆弱性を抱えている。

以上のリスクを鑑み、自然災害や感染症対策と同様に、サイバー攻撃を「事業継続を脅かす重大事象」と位置づける必要がある。OS 等の最新状態の維持やウイルス対策ソフトの導入、バックアップの適切な管理といった基本対策に加え、サイバー保険への加入や緊急時の連絡体制の整備など、平時からの備えを強化することが、当地域の産業を守るための喫緊の課題である。

(2) 域内の商工業者の状況

- ・ 商工業者等数 968 者（小規模事業者数 706 者）

【内訳】

業種区分	商工業者数	小規模事業者数	備考（立地状況等）
建設業	96	92	地域内に広く分散
製造業	96	72	
卸売・小売業	290	173	中心部のほか、幹線道路沿いに多い
宿泊・飲食業	105	57	
サービス業	291	237	
その他	90	75	地域内に広く分散
合計	968	706	

令和3年経済センサス活動調査より抜粋

(3) これまでの取組

1) 市の取組

○防災意識の啓発と知識の普及

- ・ 防災講演会、講習会、出前講座等の継続的な開催
- ・ 各種ハザードマップ（洪水・土砂災害・地震）、防災パンフレット等の全戸配布
- ・ 防災器具の展示や、過去の災害写真の公開による意識醸成

○情報伝達体制の構築

- ・ テレビ（データ放送）、ラジオ、新聞、市広報紙、公式 SNS を活用した広報活動
- ・ 市ホームページおよび「さくら市防災メール」によるリアルタイムな情報提供

- ・ さくら市防災アプリの運用開始（令和6年4月1日）
- ※スマートフォンを活用した迅速な避難誘導體制の構築

○組織体制の強化と推進

- ・ 行政区単位で地域主体の防災訓練の実施の促進
- ・ 災害時ボランティア等との連携体制の強化
- ・ 防災協定および覚書の締結（令和7年1月15日現在：計79協定）
- ※災害時における物資供給や施設利用、復旧支援に関する官民連携の推進

○ハード整備および視覚的な防災対策

- ・ 浸水想定深表示板の設置
- ※喜連川地区内70箇所へ設置し、住民の避難意識を視覚的に喚起現在、当地域を含む市内全域の危険箇所への展開・周知を継続

2) 氏家商工会の取組

- ・ 会員被災情報の収集
- ・ 事業継続力強化計画策定に関する県・国の施策周知
- ・ 県主催の事業者BCP策定セミナーの周知と参加促進
- ・ (独法)中小企業基盤整備機構主催のセミナーの周知と参加促進
- ・ BCP策定支援と策定後のフォローアップ
- ・ BCP関連セミナー受講による職員の資質向上
- ・ 上部団体である全国商工会連合会の福祉共済（病気・ケガ・生命保障）への加入促進
- ・ 上部団体である全国商工会連合会のビジネス総合保険制度の周知
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した火災共済への加入促進
- ・ 防災備品の備蓄と連絡体制の整備（情報収集と情報整備）

3) 事業継続力強化支援計画の実施状況（令和7年度）

- ・ 巡回経営指導時における災害リスクの周知 2件
- ・ 事業者BCPに関する国の施策を案内 1回
- ・ 事業者BCPの策定・見直しに係る指導 1件
- ・ 事業者BCPの取組状況の確認 1件
- ・ 事業継続力強化支援事業の実施状況や改善点についての協議 1回
- ・ 事業継続の取組に関する専門家派遣 1件
- ・ 栃木県火災共済（協）と連携した損害保険への加入促進 1件
- ・ 災害発生時の連絡ルート確認のための訓練の実施 1回

※小規模事業者による事業継続力強化計画及び連携事業継続力強化支援計画や事業継続計画を便宜上、事業者BCPと記載する。

2 本計画策定及び実行にあたっての課題と対策

【課題】

①事業継続への取組状況の把握不足

市内小規模事業者の多くは日々の業務に追われており、自社の事業継続力強化に向けた具体的な取組状況や対策の進捗を、支援機関として十分に集計・把握できていない。定量的・継続的なモニタリング体制の構築が喫緊の課題となっている。

②地域内組織間の防災連携・議論の不足

さくら市（防災担当部署等）や商工会、周辺支援機関との間で、地域の自然災害リスク（洪水・地震等）の具体的事例に基づいた情報共有や、発災時を想定した実効性のある役割分担についての議論が十分とは言えず、平時からの連携強化が求められている。

③専門的助言を行える支援体制の不足

本計画を実行・推進するにあたり、保険・共済によるリスクヘッジや、災害時の資金繰り支援、具体的な防災・減災対策に対して専門的な助言を行える「経営指導員」等の人的リソースが不足している。職員全体のスキルアップとともに、外部専門家とのネットワーク構築が重要である。

④事業者への意識付けとリスク認知の不足

多くの事業者において防災・減災は「必要性は理解しているが、緊急性の低い事項」と捉えられがちであり、自然災害が自社の経営に及ぼす致命的なリスクについて十分に訴求できていない。事業者の当事者意識を高めるための、効果的な啓発・普及活動が不可欠である

【対策】

①事業継続力強化に向けた実態把握の推進

中小企業庁公表の「事業継続力強化計画」認定事業者一覧の活用に加え、管内事業者への定期的なアンケート調査や巡回窓口指導時のヒアリングを実施する。これにより、個々の事業者の対策状況を定量的に把握し、支援ニーズに即した情報提供・指導に繋げる体制を構築する。

②行政・商工会間における連携・合意形成の強化

さくら市商工観光課、氏家商工会、および喜連川商工会の担当者による「情報交換会」を年1回以上開催する。地域の自然災害リスクに対する共通認識を形成し、支援方針の策定や実施状況の検証を行うことで、情報の共有化と一体的な防災・減災体制の整備を図る。

③外部機関との連携および職員の専門性向上

専門知識を持つ経営指導員の不足を補うため、独立行政法人中小企業基盤整備機構等の専門機関と密に連携し、専門家派遣事業や実践的なセミナーを積極的に活用する。併せて、内部職員向けの研修会や勉強会を定期開催し、最新の支援制度や専門知識の習得を図ることで、高度な相談支援体制を確立する。

④事業継続力強化計画認定制度のメリット活用による能動的な取組促進

事業継続力強化計画の認定取得による税制優遇、防災・減災設備への投資支援、補助金における加点措置等の具体的メリットを重点的に周知する。事業者が「リスク回避」のみならず「経営基盤の強化」として前向きに取り組めるよう、実効性の高い情報の提供に努める。

3 目標

本計画の実施にあたり、当地域の小規模事業者のレジリエンス（回復力）向上を目指し、以下の5項目を基本目標として掲げる。

①リスク認知の定着と意識改革

自然災害および感染症、サイバー攻撃等の多角的な事業中断リスクを周知し、事前の備えが経営の根幹であるという認識を地域内に定着させる。

②主要地区・商店街における面的な支援の展開

氏家駅周辺商店街や主要な商業・サービス業の集積地を中心に、個社にとどまらない「面的」な事業継続力強化支援を実施する。これにより、地域経済機能の維持とサプライチェーンの寸断防止を図る。

③事業継続計画の策定支援

事業者の実情に即した「事業継続力強化計画」等の策定を推進し、発災時の初動対応および重要業務の早期再開を可能とする体制を整備する。

④リスクファイナンスの活用による経営基盤の強化

計画策定に加え、損害保険や共済制度の活用による資金面のリスクヘッジを促進し、被災後の早期事業再開を支える強固な財務基盤の構築を支援する。

⑤官民連携による支援体制の構築

さくら市および各関係機関や支援機関との連携を深化させ、平時の「啓発・策定」から有事の「復

旧・復興」まで、一貫した支援体制（セーフティネット）を構築することで、地域全体の防災力の底上げを目指す。

【具体的な数値目標】

本計画の着実な履行を担保するため、以下の通り数値目標を設定し取り組む。

①個別支援の実施

年間6者以上に対し、事業継続力強化計画の新規策定および既存計画の見直し支援を実施する。

②累計策定目標

市内全体の「事業継続力強化計画」認定数を、計画期間内に累計20件以上とする。

③重点業種支援

地域の主要産業である「商業・サービス業」を営む小規模事業者等において、累計策定数を10件以上とする。

④情報提供と普及啓発

全会員に対するBCP関連情報の提供を年1回以上実施する。また、普及啓発セミナーを年1回以上開催し、開催が困難な場合でも個別訪問による伴走型支援（周知から策定までの一貫支援）を行うことで、目標達成を図る。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する。

1. 事業継続力強化支援事業の実施期間

(令和8年4月1日 ~ 令和13年3月31日)

2. 事業継続力強化支援事業の内容

(1) 小規模事業者の取組状況の把握

経済産業省および自治体と連携し、市内小規模事業者における「事業継続力強化計画」の認定状況や、具体的な防災対策の進捗を継続的に把握する。補助金等を有効活用し、巡回・相談を通じた聞き取り調査を実施することで、各事業者の被災リスクへの備えを定量的・定性的に把握する。

(2) 小規模事業者に対する事業継続力強化支援の内容

- ・巡回および窓口指導の際、ハザードマップを用いて事業所立地場所の浸水想定や地盤リスクを明示する。あわせて、水災補償等の損害保険・共済制度への加入、行政の支援策活用など、具体的な軽減策を提案する。
- ・会報、市広報、公式ホームページ等において、国の最新施策や、県内事業者の先進的な取組事例を紹介し、事業主の当事者意識を醸成する。関東経済産業局公表の「リスクファイナンス判断シート」等を活用し、被災時の資金繰りやキャッシュフロー確保に関する注意喚起と具体的な準備手法を指導する。
- ・防災・減災の専門家を招聘し、普及啓発セミナーを開催する。また、栃木県が実施する「BCP策定支援プロジェクト」等と連携し、より実効性の高い計画策定を支援する。
- ・新型コロナウイルスやサイバー攻撃への備えとして、正確な情報入手の重要性、備蓄管理、テレワーク環境の整備、セキュリティ対策等に関する支援策・助成金の情報提供を行う。

(3) フォローアップ体制

さくら市が実施する防災訓練への参加を呼びかけ、地域一体となった避難・連絡体制の確認を促す。計画の陳腐化防止と計画策定から3年が経過した事業者に対し、巡回指導等を通じて計画の再点検を促す。特に「策定がゴール」とならないよう、被災シミュレーション(机上訓練)等の実施を指導し、実効性を高める。認定期間の満了時期を管理し、計画の再策定および再申請へ繋げる伴走支援を行う。

(4) 知見の共有及び事業継続力の底上げ

導入可能な有益事例を商工会報で紹介する。また、近隣企業や同業種間での「連携型事業継続力強化計画」の策定を支援し、地域・業種単位でのレジリエンス(復元力)向上を図る。

(5) 関係団体等との連携

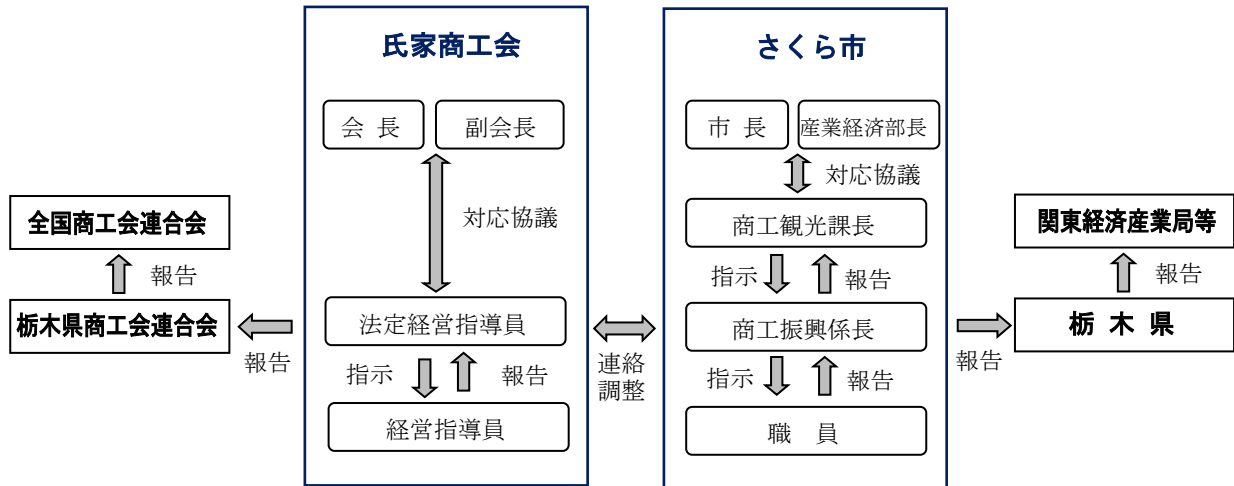
- ・「とちぎ中小企業応援隊」と連携している栃木県信用保証協会や栃木県よろず支援拠点等へリスクファイナンスに係る専門家派遣や個別相談会を定期的実施する。
- ・ジブラルタ生命保険(株)の担当者と連携し、事業主の生命保障、感染症特約付き休業補償など、事業継続に不可欠な資金的備えを「見える化」し、最適なプラン導入を支援する。
- ・複雑な連携型計画の策定にあたっては、中小機構(独立行政法人中小企業基盤整備機構)の専門家派遣制度を積極的に活用する。

(6) 訓練の実施

令和元年東日本台風や東日本大震災級の災害を想定したシミュレーションを行い、さくら市(防災担当・商工担当)と当商工会間の緊急連絡ルートや、会員の安否・被害確認フローの検証を適宜実施する。

3. リスク発生時における指揮命令系統・連絡体制

- ・リスク発生時の指揮命令系統・連絡体制は以下のとおりとする。
- ・風水害等の発生が予想される場合は、あらかじめ指揮命令系統・連絡体制の確認を行う。



4. リスク発生時の対応

(1) 大規模災害発生時の対応手順

大規模災害（風水害：特別警報発表時、地震：震度6弱以上観測時等）が発生した際は、以下の手順に基づき、迅速な初動対応および情報連携を行う。

1) 職員の安否・出勤可否の確認

- ・職員は、発災後速やかに法定経営指導員へ安否および出勤可否を報告する。
- ・法定経営指導員は職員の業務従事可否を取りまとめ、さくら市および栃木県商工会連合会へ報告を行う。あわせて、市が把握する初期被害情報の共有を受ける。

2) 地域内事業者の被災状況把握

- ・さくら市は、罹災証明書の申請受付を通じ、事業者の建物損壊状況や物的被害状況を把握する。
- ・当商工会は、巡回指導・電話・メール、SNS（LINE等）を駆使し、会員事業者の営業継続可否や被害状況を迅速に確認する。

3) 被害情報の共有（市・商工会間）

- ・さくら市と当商工会は、把握した情報を「実態調査票（様式1）」に基づき、以下の通り共有する。

共有方法：原則として電子メールを使用し、インフラ断絶時はFAXまたは持ち込みとする。

共有頻度：次の表の通り。状況に応じて調整する。

発生後～1週間	1日に2回共有する
1週間～2週間	1日に1回共有する
2週間～1ヶ月	1週間に2回共有する
1ヶ月以降	1週間に1回共有する

4) 被害情報の報告

さくら市と当商工会で共有した情報を集約し、さくら市は栃木県へ、当商工会は栃木県商工会連

合会へ、それぞれ定められた期日までに報告を行う。また、当商工会においては栃木県商工会連合会が定める期日までに栃木県商工会連合会に対しても報告を行う。なお、報告は**3)**と同様の様式で行う。

(2) 国際的に脅威となる感染症発生時の対応手順

世界保健機関（WHO）による「国際的に懸念される公衆衛生上の緊急事態（PHEIC）」の表明や、国内での感染拡大時には以下の手順で対応する。

1) 感染予防および業務継続体制の整備

国内感染者発生時より、職員の検温・体調管理を徹底し、事業所内の消毒、換気、手指衛生を励行する。「さくら市新型インフルエンザ等対策行動計画」に基づき、時差出勤や交代勤務（ローテーション勤務）を導入し、支援体制の維持を図る。特措法に基づく「緊急事態宣言」の発出や、市による対策本部の設置に合わせ、商工会内にも相談窓口を設置する。

2) 管内事業者へのリスク周知

経営に深刻な影響を及ぼしうるリスク情報を迅速に周知する。業種別ガイドラインに基づき、感染防止対策の徹底を支援するとともに、感染症対策に関連する助成金等の活用を推進する。

3) 管内事業者の被害状況の確認

- ・さくら市は、窓口来庁者や問い合わせのあった事業者から、被害や影響等の状況を把握する。
- ・商工会は、巡回、電話、アンケート調査等により、事業者の資金繰り状況や雇用への影響を精査する。

4) 被害情報の共有・報告

- ・国や栃木県の方針に基づき、さくら市と当商工会で情報を集約・共有した上で、それぞれの上部機関（栃木県および栃木県商工会連合会）へ、それぞれ定められた期日までに報告を行う。

(3) 被災事業者に対する支援

1) 応急対応時の支援

- ・さくら市と当商工会で協議のうえ、安全性が確認された場所に相談窓口を設置する。
- ・応急時に有効な被災事業者支援施策（国・県・市等の施策）を周知する。
- ・罹災証明書の取得や、被害状況が分かる写真の保存について周知・指導を行う。
- ・被災事業者に、各種支援制度、保険金請求、税の減免申請、融資などの手続き方法を支援する。

2) 復旧・復興支援

- ・国及び栃木県の方針に基づき、復旧・復興支援策を決定し、被災小規模事業者に対して支援を行う。
- ・被災事業者施策（国、県、市等の施策）を周知する。
- ・被害規模が大きく、市・商工会職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を栃木県・栃木県商工会連合会に相談する。

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

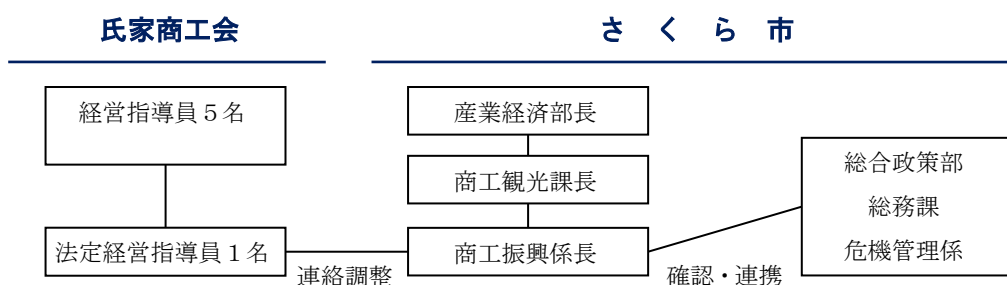
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和8年1月現在)

(1) 実施体制(商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/関係市町の事業継続力強化支援事業実施に係る体制/商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制/経営指導員の関与体制 等)



① 栃木県及び関係市町との連携体制

- ・当商工会、さくら市商工観光課・総務課が連携し、地域の実情を踏まえた災害リスクを把握するとともに、本計画の支援方針を決定するため、年1回以上、担当者による情報交換会を開催する。また、計画の実行にあたっては、認定主体である栃木県にと適宜情報共有や相談を行い、助言を受けながら取組を進める。

② 商工会の事業継続力強化支援事業実施に係る体制

- ・エリア分けをして法定経営指導員1名と経営指導員5名の体制で巡回指導を行う。小規模事業者ごとに経営指導員を割り当て、策定支援からフォローアップまで一連の支援体制を構築する。また、各種保険加入促進については、適宜専門家を派遣し、個別相談の体制を構築する。

③ 定量的に実施状況を把握し評価を行う体制

- ・法定経営指導員1名、経営指導員5名体制で、実施状況を定量的に把握し効果測定を行う。
- ・上記で把握・検証した実施状況を商工会と市の担当者による情報交換会(年1回以上開催予定)で評価するとともに、次年度の支援内容の検討を行う。

④ 経営指導員等の資質向上に係る体制

- ・商工会職員向けに研修や勉強会等を開催し、防災・減災や、保険、リスクファイナンスなど適宜専門知識の習得及び最新情報の収集に努める。

(2) 法定経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

① 法定経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 池田 尚史(連絡先は(3)①のとおり)

② 法定経営指導員による情報の提供及び助言(手段、頻度等)

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行

- ・本計画の取組実施における目標・指標の設定
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ（四半期に1回以上）

（３）商工会、関係市町連絡先

①商工会

氏家商工会

〒329-1311 さくら市氏家 4504-1

TEL：028-682-2019 / FAX：028-682-9165

E-mail：ujiie_net@shokokai-tochigi.or.jp

②関係市町

さくら市役所 産業経済部 商工観光課

〒329-1492 さくら市喜連川 4420-1

TEL：028-686-6627 / FAX：028-686-2055

E-mail：syoukoukankou@city.tochigi-sakura.lg.jp

（４）被害情報報告先

①栃木県

産業労働観光部 経営支援課

〒320-8501 宇都宮市埴田 1-1-20

TEL：028-623-3173 / FAX：028-623-3340

E-mail：sienshitsu@pref.tochigi.lg.jp

②栃木県商工会連合会

組織支援課

〒320-0806 宇都宮市中央 3-1-4

TEL：028-637-3731 / FAX：028-637-2875

E-mail：soshiki_fed@shokokai-tochigi.or.jp

※その他

- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに栃木県へ報告する

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
1. 専門家派遣費	100	100	100	100	100
2. セミナー開催費	50	50	50	50	50
3. 普及・啓発費	50	50	50	50	50
4. 実務者協議開催費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、さくら市補助金、栃木県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。